

フランス中世農業史 (III)

湯村, 武人

<https://doi.org/10.15017/4362468>

出版情報 : 経済学研究. 24 (3), pp.17-45, 1958-12-25. 九州大学経済学会
バージョン :
権利関係 :

フランス中世農業史(Ⅲ)

湯村武人

(一)

カロリング王朝期の農業および農村を知る上にきわめて大きな役割を演じるものにマンス(Manse)と呼ばれるものがある。最近の西洋中世史学会は極言すればこのマンスという言葉をめぐる廻転しているとも云える程である。そこで、以下まずこのマンスについて検討することからこの期の農村の分析にはいつていくことにしよう。

マンスという言葉が史料の上で最初に現われるのはツールの司教ベルペウスの遺言書(四七五年)中と云われるが、^(註一)メロヴィング朝期の史料には比較的稀であり、きわめて頻繁に現われるのはカロリング朝期になつてからである。そしてそれは、普通の場合教会や修道院所領の構成単位を意味する言葉として用いられている。^(註二)

M・ブロックはまた、この時代のマンスの本質的機能を租税徴収の単位としての役割に求めている。すなわち彼によると、賦課ないし賦役が課せられるのは一筆毎の地条とか、世帯とか、家屋とかに對してではなく、それぞれのマンス毎にである。「時として多数の家族が、集つて一つのマンスを構成する幾つかの畑を共同で耕す。けれども、そんなことは問題

にならない。課税されるのは、すなわちしかじかの額の賦課金、しかじかの量の麦、しかじかの数の鶏および卵、しかじかの日数の賦役を課せられるのは、常にマンズである。マンズは領主財政の基礎であり、原則として不分割・不変である。^(註三)

このほか、カロリング朝期の史料は、四マンズをもつものは戦士一名、三マンズしかもたないものは一マンズをもつ他の者と一緒になつて同じく戦士一名、という具合に軍制の基礎としてのマンズの役割を示している。^(註四)

マンズの構造は多くの研究の対象になつた。ブルゴニーについてすぐれた研究を遺したデラーージュは、この地方の農民のマンズが次の三つの要素から構成されていたことを明かにした。すなわち、(イ) 固有の意味でのマンズないしメークス(meix)である、^(註五) 住居の建てられている土地。(ロ) 面積こそ狭いが肥沃であり且つ細心な管理の行われる、住居に附属するエール(alle)。ここは蔬菜栽培に当てられる。(ハ) 区域内に散在している耕地の全体。そしてデラーージュは、この住居に附属する菜園地(alle)は、自主地を意味する alleu の転化したもので、それぞれの農民家族の自主的な所有地であることを現わしている。^(註六)

ペランもまた九世紀初葉のパリ地方を扱つた前出論文の中で、^(註七)「マンズは、隣接した経営用の建築物・菜園・耕地・時としては牧草地や常に狭い面積であるが葡萄畑などを伴う一軒の住家からなつている。マンズにはまた、ヴィラの領域内にある土地の利用権が附着している」と述べている。^(註八)

この点、これまた既にみたその著書において示された、^(註九) ジオルジュ・デュビイの見解は、マンズの構成要素を、(イ) 建築物の

たてられている中心の土地と、(ロ) その周囲に散在した各種の附屬物 (appendicia) との二つに大別する点で前二者と異り、後節で行うマンス分裂の分析と考え合せると、おそらく、この方がヨリ妥当な見解ではないかと思われる。すなわちデュビイによれば、言葉の厳密な意味でのマンスでありメークスであり、しばしば『屋敷』(courtil, curtilis)とも呼ばれる中心の地区は、普通周囲に垣をめぐらした、制限された面積の一区劃の土地からなり、その中に住家や経営用の各種建物、それに合体されている若干の肥沃な畑、園地、麻畑、および屢々小面積の葡萄園や、時としては牧草地さえを包みこんでいる。普通これは村落部に位置し、それを呼ぶための一つの固有名詞をもち、特別の権利を享有している。それは、領主や国家権力に対して村域内にあるその他の土地と同様な賦課を負うことはない。これに反して、この(イ)に附屬する(ロ)の部分は、常に村域内の各所に散在しており、場合によつてはひどく遠距離に所在していることがある。これは多くの地条、若干の囲いこまれた葡萄園、いくつかの牧草地、森林での用益権、放牧権、河川の用水権などからなる。

次にマンスは、一般にそれを最初に保有したのが自由人すなわち *coloni* であるか、それとも不自由人すなわち *servi* であるかに従つて、自由マンスと隷屬マンス (*manses ingenuiles, manses serviles*) に區別される。この他に *manses lidiles* と呼ばれるものあつたことは前述したが、これは量的に限られているので一応無視して差支えないであらう。(註10)

最後に、現在の通説では、同じカテゴリーのマンスは同じ負担に服し、軽度の差異を度外視すると同じ莊園内では同じ面積をもつていた、とされていることを指摘しておくべきであらう。もつとも、土地が痩せている場合には面積が広くなつて補いがつけられる。したがつて地方を異にするに依じてマンスの面積はちがつてくるわけである。ペランは前記のバ

リ地方で自由マンズの平均面積を十二ヘクタール、隸属マンズのそれはそれより少し狭かつたと見做しているが、B・ダールによるサン・ジェルマン・デ・プレ修道院所領二十五荘園の自由マンズの平均規模は約十一ヘクタールと算出されて^(註一)おり、ロジエ・グランによればサン・ベルタン修道院領のそれは平均十五ヘクタール半だつた。^(註二)

そして、同じペランの「中世ロレーヌ州の農地保有」^(註三)によれば、ロレーヌ地方の荘園ないし村落はほぼ二〇ないし三〇程度のマンズによつて構成されていた。

ところで、中仏マコン地方を詳細に研究した前出デュビイは、この点でもまた注目すべき見解を発表している。すなわち彼デュビイによれば、マンズはその課せられている賦課の性質および量においてそれぞれ異つており、さきに通説としてみたところとは異つて、それを一般化する何らの慣習もなかつた。あるマンズは穀物のある量を、他のマンズはある額の貨幣を、あるマンズはある量の穀物とある額の貨幣とをという具合である。その結果、同一の領主に属する同一の村落の農民達の間には、共同体や相互連帯意識どころかむしろ嫉妬が存在していたときえ彼は極言している。そして後節に明かにする諸点とも考え合せて、むしろデュビイのこのような見解こそマンズの本来の形態ではなかつたかとも考えられる。けれども、今のところまだそれを断定するに足る広汎な地域にわたる史料の裏付がない。逆に、均等面積且つ均等負担とみる通説の側も、それを無条件に支持するに足る積極的な史料が充分にあるわけではない。

勿論、前出カロリング朝の出兵規則は、「自身(の財産)でカバーする四フーフエ、もしくは単なる恩給(ベネフィキア)でカバーされる四フーフエを有するすべての自由人は、自分で(出陣の)準備をし、単独で出陣する。……:自分

で三フーフエもつているものは、おなじように二フーフエもつているものと一緒になり、そのうち一人が出陣し、他のものがそれをたすける。自分で一フーフエしかもたぬものは、おなじだけでもつている三人と一緒にになり、出陣する者に助けをあたえ、出陣者はそれだけのことをやる」^(註一四)と四フーフエ(四マンス)当り一人の出兵を義務付けており、当初における均等性を推測することが一応はできる。けれども、右の引用文中にすでに右の規準の一般性を打破る事例が示されているわけで、第二番目に述べられている三フーフエ所有者は、二フーフエ所有者と一緒になつて、つまり合計五フーフエで一人を出兵すればよいわけである。また、同じカロリング朝の他の出兵心得は、「自由民が、五フーフエの財産を有すること明らかとなれば同じく出陣すること。また四フーフエを有するものもおなじようになし、三フーフエを有すること明らかなものもまた同様に行動すべし。(つまり以上のいずれの者も単独で(出陣の)準備をする。)また二人おつて、各人が、二フーフエをもつことあきらかな場合、一人が他のものの(出陣の)準備をなすべし。」^(註一五)といつている。基準は、ここでは、五フーフエ、四フーフエ、三フーフエと様々に変化しているわけである。そうだとすると、四フーフエ当り一人の出兵、従つてそれぞれのフーフエはもととは均等であると推論することはできない。かくして、マンス(＝フーフエ)は最初は均等であつたものが後で不均等になつたのか、逆に最初は不均等であつたものが後で均等になつたのか、あるいはさらに基本的には終始一貫均等ないし不均等であつたのかは、簡単には結論しえないわけである。^(註一六)

(註一) ラトーシユによればマンスという言葉が最初に現われるのは七世紀であり、ヘランもまた同じ見解をとつているが、ここでは

一応ロジエ・グランに従つておく。

(註二) ラトーシュ、八六頁。

(註三) ブロック『フランス農業史の基本性格』一五六頁。

(註四) ETIENNE MARTIN, Petite histoire financière de l'ancien régime, p. 13.

(註五) 後で示すようにデレアージュはマンズの語源はラテン語の maneo 住居であるとする。

(註六) この aile は、ラトーシュが同じ場所で指摘しているところによると、シャンパーニュ地方やメーヌ地方では ouche (osca または oica) とよむ。

(註七) 本誌第二十四卷第一号六八頁参照。

(註八) ペランは、デレアージュが manse=meix と見做しているのに対して meix もまた mansus から出た言葉には違いないが、その南仏地方での実際の用法をみると家屋に附属した園地^{マルタン}だけを意味しており、デレアージュのようにマンズとメークスを同等に扱うことは事柄を曖昧にするものとしてマルク・ブロックの権威をかりて反対している。

(註九) 本誌第二十四卷第一号六八頁参照。

(註一〇) mansi iudices は、たとえば八九三年のプリユーム修道院土地台帳にみられ、ゲルマン法の規則に従つて解放奴隷に与えられたものであるが、ペランは大した重要性を認めずマンズの分類から省いている。ペラン『中世ロレーヌ州の農地保有』(一三九頁)。

(註一一) マルク・ブロック『基本性格』新版第二巻は、イルミノン土地台帳時代のマンズはすでに分裂過程に入っており、それ以前はもつと大きく十三ヘクタール位と見積つている(九七頁)。

(註一二) ロジエ・グラン、前出書七六頁。

(註三) CH. E. PERRIN, La tenure rurale en Lorraine du moyen âge (Recueils de la Société Jean Bodin III)

(註四) 宇尾野久著『ヨーロッパ中世社会経済史論攻』二二三頁。

(註五) 同上書、二二頁。

(註六) ブロックもその『基本性格』第二卷(一一〇頁)において、散村型農村のマンズはその分散性のゆえに分裂に対して大きな抵抗力をもっているが、集中村落型地方のマンズは早い時期からその規模の差異が甚しいことを指摘している。彼によると、タキトウスがすでにゲルマン村落における分与地に大小の差があることを指摘していること、九世紀の諸地税帳(censiers)が同一荘園内の同一階級のマンズに甚しい差等のあることを記録している。もつとも例外は若干あるが、この場合はおそらく後世になつて綿密な統制の下に土地保有の再編成が行われたものだろうとみる。ただ、彼がデュビイと異なる点は、マンズはそれを構成する土地や権利の大きさにおいて右のように著しい大小の開きがあると共に、他面その負担においては殆んど絶対的な劃一性をもっていると述べている点である。ブロックによると、例えばヴィルヌーヴ・サン・ジョルジュでは最大のマンズも最小のマンズも同じ負担を負つていた。すなわち最大のそれは最小のそれに対して牧草地と葡萄園においてそれぞれ後者の四〇%と六〇%を余分にもち、耕地では十五倍以上もの広さをもつていたのに、負担は同じだつた。ただ、その何れもが同じ世帯によつて保有されていた。要するに、そこには「デモクラチックな何物もない」のである。

(二)

ところで、この時代のマンズが一応右に述べたような内容の存在であるとしても、一体その起源は何かという点になると、ことにそれがメロヴィング朝期には少くカロリング朝期になつて一般化するという事情への考慮もあつて、研究の現

状は混頓としている。そしてここでもまたわれわれは、この時代の農業および農村を考察する場合に殆んど常に経験する
ように、いわばゲルマン学派的な理解とローマ学派的なそれとの対立に逢着する。

まずこの問題に限り前者の側に近いと思われる代表的な学者はマルク・ブロックであり、次のように述べている。――

「(マンズ) ある広大なグループの、おそらくは――もつとも、これは単なる推測にすぎないが――種族ないし氏族の
作つたものである。マンズは、――その創建以来かもつと後では知りようがないが――、広大なグループを構成するヨ
リ小さな諸グループへ割当てられた分け前である。マンズをその外皮とするこの第二次的な集團は何だつたか。十中八九
まで間違はなく、それは氏族から分出した家族、つまりその祖先を共通に溯ることのできる幾世代かからしか構成されて
いないが、依然としてなお多数の傍系夫婦を包含しうるに十分な程度に広大な、族長制的な型の家族、という意味での家
族だつた。」^(註)

これに対してロジエ・グランは、ローマのラティフンデニウム経営の行詰りが領主の直接大経営の家族型経営への分解
をもたらし、それがマンズを生んだとみる――

「ここに《マンズ》の制度によつてこの世に持込まれた量り知れない位大きな社会革命がもたらされた。マンズ
は、もはやその運命が結びつけられている個人と同様に不安定なローマの《ファミリア》ではなく、《maison》、換言す
ればその開拓者が管つて鞏固に根を下していたし将来の幾世代かが遙かな未来にまでわたつて耕すであらう土地そのもの
と同様に不動《mansio》なものである。現代家族の枠及び形式である。《maison》による、《mesnie》による経営

は、ガロ・ロマン時代の地主的な経営に決定的に取つて替つた。^(註二)

けれども、両者の見解はこの点絶対に妥協しえないという体ものではないと思われる。なぜなら、ローマの大土地所有者がその莊園をマンスに分割託管したという時、彼は決してその分割を全く恣意的に行つたのではなく、おそらくは彼の経営の単位として事実上はそれまでも存在していたものを基礎にして実施したに相違ないからである。この意味でペラシの次のような見解が一応妥当なものと認められてよいと思われる——

「マンスの起源に関して云えば、それは依然として神秘的なままである。けれども、この制度がローマおよびゲルマンの両世界に様々な名称の下に広汎に分布していたという事実は、マンスの中に、きわめて古い時代に行われた土地占拠に際してそれぞれの家族へ分与された土地部分を認めるように誘う。ついでマンスは、最初はローマ帝国によつて *caput* ないし *caput* の名の下に、次には保有者間の負担を配分するために莊園領主によつて、そしてさらに軍隊の徴集とノルマン人からの貢納物の徴集とのためにカロリング朝国家自身によつて、財政上の目的に利用されたようである」^(註三) 註四) 註五) 註六)

(註一) マルク・ブロック『基本性格』一六三頁。なお、まだ直接に手にとる機会をえないが、ラト・シーユの示すところによると、デレージュもまた、マンスは「家族的集団と鋤の経済に結びついた千年以上昔からの制度」であるとし、ほぼブロックの見解に同調している。ただ鋤の経済云々の点を特にはつきり出している点に彼の特色がある。この点は極めて重要であるが、便宜上後で触れることにする。DÉLÉAGE, La vie rurale en Bourgogne au moyen âge, p. 357.

(註二) ロジエ・グラン、前出書六六頁。

(註三) ペラン「マンヌスに関する考察」(『社会史年報一九四五年四〇頁)。

(註四) ラトリーシュによれば mansus (manso) という言葉はフランク語の maneo に由来したもので、住居・居住場所などを意味し決してもともとは土地保有の単位ではない。マンヌスの同義語 meix とか mas とかはフランスの南部地方でその最初の意味を保存している。また、この点興味あるのは、manse はまた colonge (colonia) とも称されることである。ただ後者の呼称は用いられることがずつと稀であり、デュビイによれば荘園 (signeerie foncière) においてのみ用いられる。思うに、荘園では最初コロニアと称していたものを一般農民のそれにならつて漸次マンヌスと呼ぶようになってきたのであろう。

(註五) 「土地を土壌の破片の偶然の集合物としてでなく、経済の世界に於て、それ自身を維持することの可能な組織的実在の基礎として取扱ふことの必要は最も重要な結果を招来した。中世紀を通じてヨーロッパの歴史は土地保有 (holding)——労働者の通常の家族を支持するに足り、そして労役の一定と剰余と収入とを庇護の任を持つ軍事階級の為に与うることの出来る標準的地区——の経済的及び法律的構成によつて左右された。イングランドのヒウィスタ (Hwitsa) 及びハイド (hide)、シュート族 (Jutes) のスラング (slung) スカンディナヴィア人のボール (bol)、ゲルマンのフーフエ (Hufe)、ローヤ人のマンヌス (mansus) は、総て此の基本的目的の為に構成された。是等の組織的結合態のあるものは自由人 (soomen) が占有することが出来た。又あるものは半奴隸的小作人 (mansii hidles)、更にあるものは農奴 (mansii serviles) が占有した。而して若干の結合態はゲルマン民族或はケルト民族の慣習法の支配を受けて存立している国々に発生したのであり、又若干はローマ帝国の時から生じていたのである。併しながら、その全部は同一の主な特徴を以て特色づけられている。土地は偶然の地坪の集団に分配されるべきではなく、農園の地区に構成せらるべきである。此の結合は優越な支配者の種々の打算によつてではなく、経済的实际の要求によつて企劃されるのである。而してオックスガング (Oxgang) は一頭の牛の労働に相当する地区一犁を曳かせる一組の牛にとつて可能な最少の地面であり、ヤートランドは三四人から成る小農の家族(夫・妻及び二三人の子供等)の通常の用に足りるもの様

に思われる。聖ジェルマン・ド・プレの調査（イルミノンの土地台帳）には、八世紀に於けるゴール人の慣習的標準が示されている。然らば是等の農園は大地主の老練な執事が為した巧みな方策の結果であろうか。標準的土地保有の起源が、諸国に於ける農民の要求と慣習的自治に求めらるべきは―特殊の場合の削除制限を別として―殆んど疑の無いところであろう。（ヴィノグラドフ著、青山道夫訳『慣習と権利』一〇三頁）

（註六） デレアーージュ『フランス農民小史』（千葉・中村両氏共訳）は、右の引用文中にみるカプートに関して、それがローマ皇帝デイオクレティアヌス（在位二八四―三〇五）の税制改革によつて案出されたとし、次のように述べている―

「かれ（デイオクレティアヌス）は、屬州の富裕度によつて変る土地量、家畜数、労働人口に対応する理論的財政単位である『カプート』（Caput）を案出した。ほぼ現在のブルゴーニュ地方に当るエデュイの地方は三万二千の収税単位に分割されているが、それは単位につき、大体四〇ヘクタールから五〇ヘクタールの土地、すなわち一農民大経営を表わすものであつた。」（二三三頁）

なお、訳者はこれに註して次のように書き添えている―

「カプートは邦訳するならば税制単位における人的側面として人頭単位とすることができ、デイオクレティアヌスが実施した新しい税制はこの人頭単位を土地の単位 *jugum* と結合して、農民のみならず手工業者・商人等の収益にも一定の換算により金納及び物納で課税した制度である。」

（三）

ところで問題は、右のようなマンスは、われわれが史料的にそれに関して研究しうるカロリング朝下においては、通説の想定するような完全な形をすでに喪つており、いわゆる「マンスの分裂」（*démembrement du manse*）という現象が強く打出されていたことである。以下、この問題に関する代表的論文であるペランの論文を紹介し、九世紀初葉のパリ地

方という限られた地域についてはあるが、具体的な事実認識から着手していこう。

ch・エドモンド・ペランの論文「マンスに関する諸考察」^(註一)は、修道院長イルミノンの書き遺した前出財産目録によつてサン・ジェルマン・デ・プレ修道院所領におけるマンスの状態を分析したものである。もつとも、考察の対象とされたのは同修道院所領中史料の現存する二十四荘園の全部についてはなく、パリのすぐ南に位置するパレゾオ(Palatiolum)・ヴェリエール(Vedriariae)・スピネー(Spinogium)・ティエース(Theodaxium)の四荘園だけである。彼がなぜこの荘園だけを選んだかといえは、勿論全部について行うことが尨大すぎて簡単にできないためであるが、この四荘園は明かに地理的に一グループをなしており、土地の条件その他も似合っているからである。

四つの荘園の状態を集計整理したのが第一表である。^(註二)

表を一瞥してまず気付く点は、四つの荘園の何れにおいても荘園全体中に占める自由マンスの比重が圧倒的に高いということである。隷属マンスの割合が最も高いのはティエース荘園であるが、ここにおいてさえも自由マンス数六三に対して隷属マンス数は一四でしかない。ヴェリエール荘園の如き八一自由マンスに対して隷属マンスは僅かに二である。

次に平均して自由マンスのほうが隷属マンスに較べて規模が大きいことがわかる。たとえばスピネー荘園においては自由マンスの平均面積九ヘクタール六五に対して隷属マンス五ヘクタール五〇、ティエース荘園では八ヘクタールに対して五ヘクタール七〇という具合である。ただペランが「荘園相互間及び同一荘園内で隷属マンスのほうが大小の開きが大きい」としている点は、表をみたところでは充分には納得がいかないし、ペラン自身も認めているように、何分事例数が少

第 一 表

		Epinay	Thiais	Verrières	Palaiseau
自由 マンス	マンス数	36	63	81	99
	平均面積	9 ha. 65	8 ha	4 ha. 85	6 ha. 10
	最大規模	15 ha. 25	17 ha	9 ha. 45	16 ha
	最小規模	5 ha. 25	3 ha	1 ha. 50	3 ha. 15
半自由 マンス	マンス数		5	3	3
	平均面積		5 ha. 40	1 ha. 90	2 ha. 70
	最大規模		8 ha	2 ha. 60	5 ha. 30
	最小規模		2 ha	0 ha. 60	0 ha. 30
隷属 マンス	マンス数	6	14	2	5
	平均面積	5 ha. 50	5 ha. 70	1 ha. 85	1 ha. 60
	最大規模	9 ha. 25	8 ha	1 ha. 90	3 ha
	最小規模	3 ha. 90	3 ha	1 ha. 80	0 ha. 25
半隷属 マンス	マンス数	1			
	平均面積	4 ha. 35			
	最大規模				
	最小規模				
新 規 保 有 地	その数	9	3		
	平均面積	1 ha. 20	0 ha. 75		
	最大規模	3 ha. 80	1 ha. 50		
	最小規模	0 ha. 25	0 ha. 35		

いのでこれから一般的結論はひき出せない。むしろ、これまたペラン自身が認めているように、隷屬マンス数の最も多いティエール荘園でこの開きが殆んどない点のほうに注目されるべきであらう。このことは隷屬マンスのほうに分裂が困難であると解釈することを可能にするように思われる。^(註三)

最後にペラン自身が最も力点をおく点、すなわちマンスの分裂という現象が明かに認められる。マンスは決して平等の面積をもたず、最大規模と最小規模とのマンスの間には、何れの荘園においても、そしてまたその自由マンスたと隷屬マンスたとを問わず相当の距りがある。この事実を説明するのに、マルク・ブロックは、「おそらく将来において領主領(seigneurie rurale)に変化することになる一つの社会集団によつて最初に土地が占有された時以来、若干の家族は特別有利な地位にあり、他方、残りの家族は犠牲にされていたのであらう」という仮説を設定した。この仮説に対してペランは、この説明は全面的に見捨るべきではないが、このような説明では有力な家族の利益のために構成された異常に大きいマンスを理解することはできても異常に小さい方のマンスの存在を正当づけえないから、全面的に受容れることはできないとする。そして彼は、もつと満足のゆく一つの説明として、九世紀以来、あるいはおそらくはそれ以前から行われていた、「自由マンスの保有者による、彼らの保有地の一部または全部を他の保有者に譲与するという慣習」をあげる。この事實は、ペランによれば、たとえば八六四年の Capitulaire de Pîtres の一節によつて証明される。この文書はこのようなマンス分裂がもたらす怖るべき結果に対して対策をたてることを目的としたものである。事実、若干の場合には、マンスの保有者がそのマンスに附屬する土地の一部ないし全部を売却つて、後には家屋だけしか残されていないという場合

が生れた。このような保有者は、もはやそのマンスに伴う賦課と奉仕の義務を果すことができない。

けれども、ブロックの仮説は依然として生き残ると思われる。売買がマンスの不均等性をもたらした有力原因の一つであることはペランの指摘をまつまでもなく明かだが、それは決して最初から不平等の存在したという仮説と両立しえないものではないと判断されるからである。

ともあれ、十世紀頃のマコン地方を研究した前出デュビイもまた、次のように述べている――。

「経営の規模は極度に不均等であり、その平均面積を算出しようなどと願つても無駄である。慣習法は、確かに、理想的マンスの概念を保存しているし、若干の場合には比較や測定単位としてそれを用いている。然し、現実はこの抽象的觀念に偶然にしか合致しない。たとえ一定の時点における一つの村落内で、すべてのマンスが同一の面積をもつていたと仮定しても、土地所有の変動がすぐにそれを多様にしてしまう。事実、あるマンスが全部同一の領主の支配下に属し且つ一人の保有農に一まとめにして交付された場合にさえも、さらに云えばそれが自主独立的なものである場合にさえも、農業経営は分割相続、譲与、再編成に服する。数年経つとその面積と形態は変化する。附属部分 (*appendencia*) はとりわけ動的である。」^(註四)

なお、開墾がこのような不平等の原因ではないかという説に対して、ペランは、ここで取上げられた四つの荘園の場合、マンスの平均面積はマンスの数が増加するちようにその割合で規則的に減少しているので、開墾は小規模のマンスを新に構成するという形で行われたものと考えられるとしている。

マンズの分裂は、最後に、それを耕す経営主数との関係においてみる時、右においてみてきたそれとは異つた意味において明かにされる。ペランは、四つの荘園のそれぞれについてその経営主数をマンズ数で除した結果を示しているが、それによつてみると、自由マンズの場合エピネー・三八、パレゾオー・七〇、ティエース・七九、ヴェリエール・八四である。つまり、このうちエピネーが最も古い形が存在されているわけで、ここでは全体の三分の二に当るマンズが一人ずつの経営主しかもたない。逆にヴェリエールでは一人の経営主しかもたないのは僅かに全体の五分の一であり、二分の一は二家族で経営され、三分の一は三家族で経営されている。ティエースとパレゾオはその中間である。すなわちパレゾオでは二分の一が一家族で経営され、ティエースではその形は三分の一しかないが、一マンズを三人で経営する型はティエースでは九分の一、パレゾオでは六分の一である。ティエースには一マンズを四家族で経営する事例が一つある。隸屬マンズに関しても事態はほぼ同様であり、エピネーでは六マンズが全部一人ずつの経営主しかもたず、ティエースでは八マンズが一人、五マンズが二人、一マンズが三人によつて、ヴェリエールでは一マンズが一人、一マンズが二人によつて、パレゾオでは二マンズが一人、二マンズが二人、一マンズが三人によつて経営されている。

(註一) CH. F. PERRIN, Observations sur le manse dans la région parisienne au début du IX^e siècle, *Annales d'histoire sociales*, 1945

(註二) 土地面積の単位として原史料では耕地については *bonnier* と *ansange*、ブドウ園と牧草地については *arpent* が用いられているが、ペランはゲラルドとしたがいつ *bonnier* ≡ *lha*. 28, *ansange* ≡ *oha*. 14, *arpent* ≡ *oha*. 1264 の割合で換算している。なお、表の最下欄新規保有地とは *hollises* (*hospicia*) の仮の訳語である。これはマンズにくらぶるとずつと数が少く、かつ狭い

面積のものであるがマンズと同様に保有の単位、課税の単位である。ただその上に課せられている負担は個々の場合毎にその差異が甚しい。それを構成する土地はマンズの場合と同様に領域内の各地に分散している。マルク・ブロック〔基本性格〕第二巻〕は、オーティスの保有は外部からの入村者によつて行われることが多いと指摘した後で次のように規定している。オーティスは、「従来は無主地として放置されていた土地を犠牲にしてそれまでは家畜を飼いながら転々と移動していた人々の手で後世になつて創設された小経営であり、これらの新規百姓はある者は遙か遠方からやつてきた者であり、またある者の場合は、おそらく土着の家族の単なる二三男であつた。」(一〇九頁)

(註三) ペラン、同上論文、四六頁。

(註四) デュビイ、前出書、一八頁。

(四)

前節に紹介したペランの論文には明かに一つの混乱が内包されていた。それは、等しくマンズの分裂という言葉の中に、マンズそのものの不均等性と、同一マンズが二人以上の経営主に分割保有されていることを、はつきり區別せずに一緒クタにしていた点である。けれどもこれは明かに間違いであつて、いうまでもなく両者は明確に區別されねばならない。たとえば面積一五ヘクタールのあるマンズを二人で折半保有する農民の経営は、二分の一マンズの経営であるという意味ではいかにも零細な経営のような印象をうけるが、その実、面積六ヘクタールの他のマンズを一人で保有する農民の経営より大である。主としてペランの提供するマンズ分裂に関する知識を土台に、以下に示すようにカロリング王朝奴隸制社会説を組立てられる椽川一朗氏の主張は、右の區別を明確にしないという点で、出発点においてすでに重大な誤りを

犯していると思われる。

以下まずその所説の紹介を行えば、すでに一部を紹介した論文「農奴制の本質と農奴身分の問題」^(註一)において、椽川氏は、右のペランの諸論文を中心に、十三世紀中頃のバヴァリア地方を考察したドランジエ、^(註二)ブルゴーニュ地方を扱ったデレアージュ^(註三)などに拠つて、次のような見解を展開される——

すなわち、氏はまず、農民家族の経営単位たるフーフエ(＝マンズ)が二分の一に分裂する例はB・ゲラールがサン・ジェルマン・デ・ブレ修道院貢子帳を公刊した一八四四年以来知られており、その後も九—一三世紀頃のモーゼル地方、南フランス・リムーザン・エーノ・リエージュ地方、オルレアン地方などに半フーフエ、四半フーフエの例が若干知られていたことを述べられる。ついで氏は、その後ペラン、デレアージュ、ジュニコ、ドランジエ等の諸学者の研究によつてこの現象が意外に広汎かつ根深いものであることがわかつたことを指摘し、「中世後期における農民の土地保有はむしろ分裂フーフエないし小フーフエ制を基礎とすることが明かになつた」^(註四)、とされる。

(補足) なお、右に続けて示されている論証過程は次の如し——

「Ch・E・ペラン「ロレーヌ地方荘園の研究」の精密な貢子帳研究の帰結によれば、同地方においては十二世紀になるとフーフエの分裂が著しく進行し「半フーフエ」のみならず「三分の一フーフエ」「四半フーフエ」からさらに「六分の一フーフエ」等が多数現われる。以後一般に四半フーフエが最も優勢となり、Nonnaisの聖マリア修道院貢子帳(十二世紀前半)ではすでに、本来「完全フーフエ」を現わすべき《mansus》の語が四半フーフエを指すにいたり、同様Eain修道院宛のヴェルダン司教特許状(十二世紀中頃)では四

半フーフエが《terra mansualis》と表現せられ、トリエルの聖マクシムス修道院實子帳（十二世紀末）所収の一部荘園では四半フーフエ保有者が単に「フーフエ保有者」mansionarius と記されている。……【この間にシェニコーに拠る論証が続くが、原本が入手しえず、従つて批判できないので省略する】……

さらに Ph. ドランジエも前述のバイエルンおよびその週辺に関する研究において、同方面に十世紀以降半フーフエが、十一世紀以降四半フーフエ Guadrans-Viertel が出現し、ことに「トーナウ沿岸、ザルツブルグ地方では十三世紀に入ると明らかに四半フーフエが優勢になつた。……以上に見たごとく十二・三世紀以降ライン左岸一帯から、東北フランスをはじめ、おそらく北フランス、さらに南ドイツの一部にかけて、題著なフーフエ分裂の現象が認められるのである。」（六三頁）

次に氏は、「社会史年報」^(註五)に発表されたベランの前出論文と、セーヌ河口に位置するサン・ワンドリル修道院の所領記録（七八七年）に関して述べたヴェリエストの研究とに拠つて、八・九世紀完全フーフエ説を主張される。すなわち、ヴェリエストの著書は同修道院所領内の完全フーフエは半フーフエ二三八に対して一三二二であつたと述べており、「右の数字によつても明らかなごとく、八・九世紀に完全フーフエは、先進地帯たるパリ地方でもフーフエ総数のほぼ三分の一、同じ北フランスのセーヌ河口地方では大半におよんだらしいのに対して、十二・三世紀になると前述のごとく広汎な地域にわたつて四半フーフエが支配的になるのである。」^(註六)

つまり椽川氏は、八・九世紀と十二・三世紀以後とを対置し、前者における完全フーフエの支配的存在と後者における分裂フーフエの支配的存在とを定式付けられるわけである。そして氏は、このような動きが究極的には人口増大に、すなわちこの教世紀間における都市の發達、開墾による新保有地の増加、ことに開墾による新村（villeneuve）の盛んな創

設、あるいは植民運動の展開、などにあらわれた人口増加に帰すべきことを指摘した後、次のように結論される。――

「右のごとき十三世紀における保有地の零細性を九世紀における完全フーフエ制と比較するならば、――その間における二圃制・三圃制耕作や施肥の普及等農業技術の進歩、あるいは人口の増大に伴う農業経営のやむをざる集約化などの事情を考慮に入れても――なお古い完全フーフエが農民の経営規模として相当大きなものであつたことは認めざるをえないであらう。そして、かかる大きな規模の保有地の経営が果して単婚家族の家内労働力だけで可能であつたか、という疑問が当然生ずるはずである。……すでにペランは、フーフエ分裂の原因を家族の分裂に帰しつつ、かかる分裂フーフエ制――小経営出現の前提として――より正確には、分出家族による新フーフエの設定が不可能になつた原因として、
 と言うべきであらう――、農民の耕作技能の低下(大フーフエ経営能力の欠除)、役畜の減少、とともに、家内奴隷
 《mancipia domestiques》階層の消滅をあげている。それを見ると彼は、少くとも九世紀より古い時代については、フーフエ保有農の奴隷所有をむしろ当然のことと考えているようにも思われる。」^(註七)

かくして氏は、氏自身の言葉によつて明かな如く十二・三世紀以降の分裂フーフエ制からカロリング朝期の小規模奴隷所有制を「逆推」されるわけである。

(註一) 『史学雑誌』六十二編十一号所収。

(註二) DOLLINGER, L'évolution des classes en Bavière, depuis la fin de l'époque carolingienne jusqu'au milieu du

(註三) DÉLÉAGE, La vie économique et sociale de la Bourgogne dans le haut moyen-âge, 1941.

(註四) 『史学雑誌』前出論文六二頁。

(註五) Annales d'histoire sociale, 1945.

(註六) 『史学雑誌』前出論文六四頁。

(註七) 同上書六四—六五頁。

(五)

けれども椽川氏の右のような主張は、以下のような諸点においてわれわれには納得されえないものと思われる。

まず氏の主張の不可缺の前提になつてゐる事実認識、すなわち八・九世紀には完全フーフエが支配的であり、それが十世紀以降分裂フーフエに變るといふ点に関して云えば、氏の立論の一つの土台をなすペランの前出研究によれば、九世紀頃のパリ附近の四荘園で、完全フーフエのフーフエ総数中に占める割合はそれぞれ三分の二、二分の一、三分の一、五分の一であり、椽川氏自身が概括されるように「フーフエ総数のほぼ三分の一」でしかない。椽川氏はこれによつて完全フーフエが三分の一もあつたとされているが、三分の一という数字は「も」というより「しかない」と表現するのが適當な数字であらう。他方、立論のいま一つの土台をなすサン・ワンドリル所領が大半完全フーフエから構成されていたといふ点に関しても、氏自身が次のような注記を付されねばならない状態ではない。すなわち氏は云われるのに、これはヴェリエストの著書に拠つたものであるが、たとえば右のサン・ジェルマン・デ・ブレ修道院所屬の四荘園中、フーフエ分

裂の最も進んでいたヴェリエール莊園を上げてみても、名目上の半フーフエは完全フーフエ一〇四にたいし僅か三にすぎない。つまり、名目と実際とは大幅に喰違つているわけである。したがつて、「サン・ワンドリル修道院領についても、もつと詳細な知識をえてからでなければ、論証の資料にはしがたいが、いましばらくヴェリエーストの簡単な記述をそのままの形でうけとつておく。」^(註一)

次に、いまかりに八・九世紀Ⅱ完全フーフエ、十二世紀以降Ⅱ分裂フーフエという椽川氏の定式がほぼ認められると仮定しても、それから導き出される結論は何も椽川氏のそれのみとは限らない。たとえば、これまた氏自身が指摘されているように、M・ブロックや氏が立論の基礎として拠られているヴェリエーストやペランは旧フーフエ保有家族を大家族とみているし、他方全く異つた視角から「貧農等を備い入れる可能性も考えられる」^(註二)からである。

また椽川氏は、四半フーフエないし八分の一フーフエは十二世紀以降の農民家族にとつてその暮しに充分な土地面積であると恰も自明の事柄のように前提されているが、氏の拠られるペラン自身がその論文の冒頭において、「一〇ないし一二ヘクタールの経営は、集約耕作の時代には一家族とその家僕人口 (son personnel domestique) を暮させるのに充分である——尤もきわめて低い生活水準において——ので、通常一家族だけによつて経営されていたように思われる。」^(註四)と述べている。

そしてペランは、このような判断がフェルディナン・ロオの研究^(註五)に負うことをこつた後、そうした研究を古い時代について行ふことは著しく困難であるが、唯云えることは、「過剩栄養の時代の息子である一九世紀末のフランスの歴史家

達は、必要と判断される土地量を、古い時代、とりわけ初期中世に關して、大きく見たがる傾向にある」ことだけは十中八九間違いないと述べている。すなわちペランは、橡川氏とは逆に一フーフエでは一家族さえも生活できないとする多くの学者の意見に反対して、低い生活水準においてではあつても一フーフエで兎も角やつていけると述べているわけである。彼は橡川氏のように家族以外の者を考えることなしに到底処理できない位広い面積だなどは毫も云つていない。もつともペランは、その際問題の「家族」の中に「その家僕人口」を含めて考へてゐることは前出引用文に明かである。橡川氏はこの *son personnel domestique* を奴隸と訳されるわけであるが、これは無理な訳であらう。

最後に、十三世紀以降分裂フーフエが支配的である、したがつて八・九世紀の完全フーフエは奴隸に頼らざるをえないと主張される橡川氏にとつてはいわば致命的な困難を課するペランの文章を掲げておこう。ペランはフーフエ分裂の現象について述べた後、それとは全く逆の方向への動きもまた認められるとし、「一人の保有者の手中に比較的広大ないくつもの保有地が集中されるという傾向が兎も角も現われた」ことを指摘している。それは、あるいは古いマンスが購入とか開墾とかによつて拡張されるという形で打出されたし、あるいはまた大きな保有地そのものが全く新に修道院によつて創設されるといふ形で行われた。修道院は二マンス、一マンスおよび分裂したマンス諸部分の一つまたは二つを一集団にまとめて一組の保有地に編成交へすることに熱心だつた。こうした例は四つの莊園中三つにおいて見られる。そして、このようにして実現された合成保有地は、ペランによれば「一般に保有者側に有利な制度上の軽減をもたらした」。

橡川説でいけばこれこそは奴隸によらねば経営されえない筈であるが、この場合奴隸制は消滅どころか鞏化されるとで

も云うのだらうか。

(註一) 『史学雑誌』前出号六九頁。

(註二) 同上書六四頁。

(註三) この引用文中この「集約耕作の時代」云々はこのままでは意味がわからないが、同じペランの他の論文では同じ事柄を扱って「粗放耕作の時代ではあるが」とあり、明らかに粗放的の誤記である。

(註四) Observations sur le manse, p. 40.

(註五) F. LOT, Le jugum, le manse et les exploitations agricoles de la France moderne (Mélanges d'histoire offerts à Henri Pirenne, p. 318)

(六)

疑問は他の側面からもまた生れる。そしてこの疑問は、マンスの実態と分裂を理解する上に重要であると思われるので、以下少し詳細に検討しておこう。

ペランはロレーヌ州の封建的土地保有を扱ったその論文の中で、前記のようなマンス分裂の傾向に闡説した後で、このような事実面に直面した領主側はそれに適応して余儀なくも賦役や賦課の徴集単位を改めざるをえなくなつたこと、それはまず二分の一マンスを単位とすることに、ついで四分の一マンスを単位として認めることになり、十一世紀以後のロレーヌ州では四分の一マンスが支配的な単位化したと指摘する。そして彼は、今度はさらに、マンスのこうした分裂が荘園制度に重大な打撃を加えたに違いないという。なぜなら分裂は、大抵の場合、その同じ荘園の内部におけるカルティエ

(quartier) 四分の一マンス) 敷を緩慢にはあるが恒常的に減少させていつたからである。こうした減少がなせ起りうるかを理解するためには、ペランによれば、ロレーヌ地方のマンスが農業経営の中心をなす住家の周囲に緊密な一塊をなして集っている耕地群からなりたつてはいなかつたことを想起する必要がある。この地方のマンスは常に三つのソル(sols)内に分散した多数の地条(parcelles)から構成されていたし、それが決定的にマンスに取つて代つた場合、事情はカルティエについても同様であつた。マンスないしカルティエ敷を一定に維持するためには規則的にジュール(jour)^(註)で表現された土地台帳の作成が必要であるが、そんな仕事は当時の荘園行政の嘆かわしい諸慣習とは到底両立しないものだつた。精々彼らの利害關係に気を配る領主達、一般に教会領主だけが彼らの所有するあれこれの荘園のカルティエを時々現状調査して古い権利の再確認をしただけである。この作業は、伝統的にそれぞれのカルティエを構成してきたいくつかの地条を領域内の各所に探し求めることからなつていた。それぞれのカルティエは、嘗つてマンスがそうだつたように、誰某カルティエという具合に昔の保有者の名を付して呼ばれていたのである。以上の作業が終ると、その結果を調書に登録した。ところが、この種の調書で今日まで保存されているのは、最も古いものでも十三世紀のものでしかないが、それを研究してみると、それぞれのカルティエを構成するすべての地条を探し出すという右のような仕事に、それらの調査者達がいかに無能力であつたかが確認される。「カルティエは一般に一五ないし一六ジュールの面積をもち、このことはマンスが約一二ヘクタールの面積を割当られていたことに呼応するわけだが、同一荘園内の多くのカルティエは、これらの調書の帳簿面では僅かに数ジュールだけに切下げられている。それぞれのカルティエに属する諸地条の完全な目録を作

成するというこのような仕事において調査者達がいかに無能力であつたかは、早い時期から、確かに十二世紀以降、同じカルティエを構成する諸地条がもはや単一の経営者の手中に握られていないという事実、そしてまた隷屬身分の保有者達さえ自主地を持ちえたという理由から、しかじかの地条の法的性格に関してしばしば抗議が持上ることがどうしても避けられなかつたという事実、によつて説明がつく。その結果は否応なしに現われてくる。不完全カルティエを構成する諸地条は結局急速に荘園領主側からの諸要求を免れることになつたし、荘園内のカルティエ数は徐々に減少していくことになつた。」^(註一)

以上の長い説明は、荘園の構成要素がマンズないしカルティエといういわば一つの経営単位からジュールという単なる土地面積単位へと變つて行つたことを示している点で極めて重要であるが、差し当りわれわれ当面の問題に限つて云えば、土地台帳面に狭小な耕地の耕作者として登録されている農民が必ずしも現実にもそうであつたわけではないことを教えるという意味で興味深い。椽川氏は前述のように八分の一フーフエや十六分の一フーフエの存在から完全フーフエの奴隸制経営たることを逆推されるが、台帳面の八分の一フーフエや十六分の一フーフエ経営者が果して現実にもそれだけの面積しか耕作しなかつたかは大いに疑問とされねばならない。

(註一) ROGER BLAIS 編集にかゝる La Champagne, 1947 所収の ROGER DION の論文によれば——

「十八世紀のロレーヌ州で一般にジュールと呼ばれており、それぞれの境域 (terroir) 内で各地条の面積に則応していた農業戸度は、一つの鋤で一日に耕しうる面積であつた。この面積は、ロレーヌ州の場合シャンパーニュ州やピカルディ州の場合よりず

つと狭かつた(約二六アール)。シャンパーニュ州とピカルディ州ではそれは三〇アールないし四〇アールをさえも超えていた。(土壤の不平等な構成がこうした差異を説明する)。けれども、鋤による作業の必要上、それはどこでも細長い形状を呈してゐた。」

(註1) CH-EDMOND PERRIN, Esquisse d'une histoire de la tenure rurale en Lorraine au moyen âge, p. 142-144.

(七)

一〇世紀前後のフランス農村の状態、ことに前節で取扱つたマンスをめぐる問題に関しては、ここでもまたジュールジュ・デュビイの業績が参照されるべきである。

デュビイもまた、ペランと同様に、売買・質入・分割相続などによつて当時のマンスは著しく不平等化しており、その構成要素である土地や権利の移動が極めて激しかつたことを述べた後で、マンスを新しく購入する者は、したがつて、「それらの諸権利を知るために、しばしば、隣人達の証言に頼つたり、大掛りな調査を行つたりしなければならなかつた。」^(註1)と述べている。われわれはすでに、ペランによつてマンスの分裂が領主権を弱める事情を知つた。同様の事実がここでもまた確められたわけである。

尤も、デュビイによれば、マンスを構成する二要素中、住居の建てられている中心の土地部分からなる第一の要素は、村域内に散在する畑や森林の利用権などからなる第二の要素に比較してずっと安定性をもっている。領主はその支配の基礎としてこの部分の分裂を嫌う。「協同保有の形でそれを占有している数家族がこの地域内にそれぞれ別々の住居を建て

て住んでいる場合にさへも、狭義のマンズは依然としてその統一性を保っている。^{註二}

けれども、これもやがて正式にも分割される時がくる。嘗つての附属菜園や附属葡萄園が切離されて独立し、別の経営の中核地になる。「人々はいくつかの半屋敷(demi-courtils)に出会う。大きなメークス(meix)もあれば小さいメークスもある。あるものは終には住み手が居なくなる。それは耕されたり葡萄樹を植付けられたりして姿を消してゆき、普通の村域内に組みこまれる」^(註三)

かくして、当時の農村はすでに、大小様々の経営からなりたつていくことになる。したがって、平均的な経営規模を求めることにはたいした意味がないわけであるが、そうした多様性の中に、デュビイによれば、三つの基本型を区別することが出来た。

その第一の型は、最も富裕なもので、その中心は普通の屋敷(courtils)ではなく、主人の住居の周辺に広大な穀物倉や多くの下僕達の住居をもつ御屋敷(cour, curtils)である。この型のマンズにはいくつもの大塊状をなす耕作地群、未墾地、牧草地が所属し、多くの牛が所有されている。その屋敷内は広々としており、多くの畜舎があり、鋤で深く耕して入念に管理される畑が所属している。

次には、役畜を持たず狭い屋敷で満足している小さな世帯群がある。彼らの暮しは貧しく、菜園や葡萄畑と一緒に鉄で耕す軽い土壌の畑を一つ二つ持ち、山羊や豚を飼うための荒蕪地の利用権をもっている。この型の農民は、マコン地方では丘陵部に多い。丘陵部は軽い土壌なので、パンや葡萄酒やチーズなどの日々の食糧が腕だけで作り出せるからである。

最後に住居の外には全然附属地をもたない自由民の屋敷に出会うことも稀ではない。この型にはまた隷属民 (bordel-ages, appendantiae) 階層が属する。

そして、この三つの経営型に、それぞれ三種類の生活様式、社会水準が呼応する。すなわち領主層 (seigneurs)、農夫層 (laboueurs)、貧農層 (manouvriers) である。

(註一) デュビイ、前出書一八頁。

(註二) デュビイ、前出書一九頁。

(註三) デュビイ、前出書二〇頁。

(註四) デレアージュ『フランス農民小史』(千葉、中村共訳)は、カロリング王朝期の農民には自由かつ独立のものとセニューリー(荘園)の羈絆のなかにおかれたものがあつたとした後、セニューリーの型を次の三つに類型付けている——

「実際そこには一つではなくいくつかのセニューリーの型があつた。すなわち、その一つは三乃至四経営地を所有している『豪士』^{シヤタム}の小セニューリーであり、この豪士たちは九世紀から、ただ歩兵勤役の義務だけを負担していた。他の一つは十二ほどの経営地所有者のセニューリーであり、この所有者たちは騎馬勤役の義務を負担し、十世紀になつて軍隊が完全に騎兵団組織となつたときには武器提供だけを引受けるようになった。最後に大セニューリーである。これは同一地方で広大な一円の土地財産に帰属する経営地の集合であり、つねに国王、大教会、伯、司教あるいは修道院長、またはかれらの重臣の支配下にあつた。史料によつて識別されるのはただこの第三の型である大セニューリーだけであつて、前二者の型のセニューリー——はるかにおびただしいのであるが——が類似の構造をもち、そこに居住している農民層に同様の社会的規制を提供している史料といえるものは何物もない。」(四二頁)